

出産応援給付に関するQ&A

令和6年3月1日時点

- ★ 妊娠の事実の確認とは・・・産科医療機関を受診し、医師が胎児心拍を確認した又は医師が出産予定日を確定した状態
- ★ 生化学的妊娠とは…血液検査や尿検査を実施し、hCGの分泌を確認できたが、その後、超音波検査で子宮内に胎嚢が確認できない状態
- ★ 異所性妊娠とは…受精卵が子宮内膜以外の部位に着床すること。一般的に子宮外妊娠ともいう

質問		回答
Q1	『出産応援給付』の対象者について教えてください。	<p>『出産応援給付』は、産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実が確認でき、妊娠の届出・母子健康手帳の交付を受け、面談を受けた「妊婦」を対象としています。代理人が届出にきた場合には、別途妊婦の面談が必要です。（★も参照）</p> <p>※妊娠届出の来所日時については、予約制となっております。「簡易電子申込」より予約をお願いいたします。</p> <p>※妊娠届出時の持ち物については、高槻市ホームページ「母子健康手帳の交付(ページID:003436)」にてご確認ください。</p>
Q2	市販の妊娠判定薬で陽性反応が出て、産科医療機関を受診する前に妊娠の届出を行った場合、出産応援給付の申請はできますか？	<p>『出産応援給付』については、妊婦が産科医療機関を受診し、医師により妊娠の事実の確認を行うことを支給の要件としています。（★参照）</p> <p>市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合、妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けることは可能です。</p> <p>ただし『出産応援給付』の申請においては、医療機関で妊娠の確認ができたあとになりますので、後日、改めての給付申請となります。</p>
Q3	『出産応援給付』の給付を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。	<p>母子健康手帳交付で窓口に来られた時に、『出産・子育て応援事業』に関する説明を受けていただき、申請書をお渡しします。</p> <p>妊婦本人が来所した場合は、申請に必要な書類等（振込先口座がわかるもの、本人確認のための書類）が揃っていれば、申請をしていただくことも可能です。</p> <p>その場で申請が受け付けられない場合は、申請書・返信用封筒等をお渡ししますので、申請に必要な要件を満たした後、郵送にて申請をお願いいたします。</p> <p>【当日申請が受け付けられない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時点で“産科医療機関にて医師による妊娠の事実確認を行うことができていない”場合(★参照) ・キャッシュカードなど振込先口座がわかるものや、本人確認に必要なものの持参がない場合 ・代理人が母子健康手帳の交付を受け、妊婦との面談が行えていない場合
Q4	代理人が母子健康手帳の交付を受けた場合、給付の対象になりますか？	<p>『出産応援事業の給付』は、“面談を受け、アンケートに回答した妊婦”の方が対象となります。そのため、代理人の方が妊娠の届出・母子健康手帳の交付を受けた場合、同日に『出産・子育て応援事業』に関する説明や申請書等のお渡しはできますが、その場で『出産応援給付』の申請をしていただくことはできません。</p> <p>後日、妊婦の方と面談を行った後に給付の申請を行っていただく必要があります。</p>
Q5	妊娠の届出後に流産・死産となった場合も、『出産応援給付』の対象になりますか？	<p>妊娠の届出後に流産・死産をされた場合にも、『出産応援給付』の対象となります。</p> <p>ただし、血清又は血中にβ-hCGが検出されるものの、妊娠が確認されない生化学的妊娠及び異所性妊娠(★参照)については対象外です。</p>
Q6	妊娠の届出後に中絶をした場合は、給付の対象になりますか？	<p>妊娠届出時または妊娠届出後に面談を受け、その後人工妊娠中絶した場合、『出産応援給付』の対象となります。</p>
Q7	高槻市に住民票がある外国籍の方も、給付の対象になりますか？	<p>高槻市に住民登録があれば、対象になります。</p> <p>ただし、高槻市に転入され、他の市区町村での同一事業にあたる給付をすでに受けられた場合は、対象外になります。</p>

質問		回答
Q8	申請の期限はありますか？	<p>申請手続きの期限は、原則として、妊娠の届出・母子健康手帳の交付後、妊婦が面談を受けてから、出産までの期間です(妊娠期間)。</p> <p>ただし、代理人が妊娠の届出を行い、妊婦本人との面談前に流産・死産をされた場合などは、当該事象が生じてから3か月以内です。その他のやむを得ないとされる事情がある場合については、本事業コールセンターまでお問い合わせください。</p>
Q9	給付はいつ振り込まれますか。	<p>申請月の翌月の末頃までの予定です。口座振込の完了をもって給付決定とし、通知等の送付はございません。</p>
Q10	高槻市に転入する妊婦の場合、高槻市で『出産応援給付』の申請はできますか？	<p>転入前の市区町村で同一事業にあたる給付を受けていなければ、高槻市で申請をしていただくことは可能です。</p> <p>転入時に妊婦である場合は、転入前の市区町村で交付された妊婦健康診査の受診券が使用できなくなるため、母子健康手帳の交付窓口にて高槻市の妊婦健康診査の受診券と差し替えていただく必要があります(来所については事前予約要)。</p> <p>窓口に来られた際に、保健師による面談と、『出産・子育て応援事業』についてお伝えさせていただきます。</p> <p>※代理人が窓口に来られた場合は、後日、妊婦の方と面談を行った後に給付の申請を行っていただく必要があります。</p> <p>※支給状況について、転入前の市区町村に確認をさせていただく場合があります。</p>